

第9回包括的核実験禁止条約（CTBT）発効促進会議 最終宣言の骨子

- 1 本件会議にて批准国は署名国とともに喫緊の発効促進のための具体的措置を議論。2015年
が広島・長崎への原爆投下から70年となること、2016年がCTBT署名開放から20年と
なること等を考慮し、CTBT発効の死活的重要性及び緊急性を再確認。
- 2 早期発効に向けた国連総会からの圧倒的な支持表明を再確認。2009年安保理サミット、2
010年NPT運用検討会議もCTBT発効に向けた国際社会の強い意思と支持を表明。また、
2010年NPT運用検討会議の成果文書に表された核兵器使用の非人道的結末に関する深い
懸念を想起。
- 3 発効促進会議プロセスの重要性を繰り返す。賢人グループを含む相互支援的な批准のためのア
ウトリーチ活動やCTBTフレンズ外相会合を含む署名国のそれぞれの活動を歓迎。
- 4 2013年秋の前回会議以降に3か国（ニウエ、コンゴ、アンゴラ）が批准したことの意義を
認識。条約の発効要件国の残りの8か国による遅滞無き署名・批准を求める。
- 5 すべての国が、核兵器の実験的爆発及びその他の核爆発、新たな核兵器技術の開発と使用並び
にCTBTの趣旨や目的に反する行為を慎むとともに、核兵器の実験的爆発に関する現行のモラ
トリアムを維持するよう呼びかける。
- 6 北朝鮮による3回の核実験に強い遺憾を示し、国際不拡散体制を阻害する北朝鮮の核計画に対
する深刻な懸念を表明。北朝鮮に対し、更なる核実験を行わず、関連するすべての国連安保理決
議と六者会合共同声明を完全に遵守し、また、関連するコミットメントと義務の遵守のための具
体的行動をとることを求める。
- 7 更なる検証体制構築を含むCTBTO準備委員会のすべての任務を、最も効率的かつ費用効果
の高い方法で完了するために必要な、政治的且つ具体的支援を継続。
- 8 CTBT早期発効促進と普遍化に向けた具体的かつ実施可能な措置をとる決意を再確認し、次
の措置を採択する。
 - (1) 更なる署名と批准を促すべく、あらゆる利用可能な手段を活用。
 - (2) 発効促進と普遍化のための二国間、地域内、多国間のイニシアティブを支援・奨励。
 - (3) 条約への署名・批准を促進するため、本宣言で採択された措置を実施するための調整国の
行動計画に留意しつつ、批准国は引き続き調整国を指名するよう奨励。
 - (4) 批准国の条約目的促進と早期発効促進を支援する賢人グループの役割を認識。
 - (5) 準備委員会に対し、教育や訓練を含め条約への理解の促進を継続するよう呼びかけ。
 - (6) CTBTへの認識と支持の向上のため、政府間組織、NGO、その他の市民社会との協力を
奨励。
 - (7) 検証体制完成のための準備委員会の作業を国際的な協力を通じて全面的に支援する必要性及
びキャパシティ・ビルディング及び知見の共有を継続する必要性を再確認。
 - (8) あらゆる国が検証体制の完成に参加・貢献し、準備委員会がCTBTOの有効性を向上させ
る努力を支持することを奨励。